

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年8月4日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

防火シャッター部分修繕

2 履行場所

横浜市青葉区榎が丘29番地
榎が丘小学校

3 契約日

令和5年5月8日

4 履行日又は履行期間

令和5年6月17日

5 契約金額

1,897,500円(税込み)

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市中区住吉町5-65-2 アソルティ横濱馬車道303
小俣シャッター工業株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

シャッターの保守点検で、防火シャッターが壊れ正常に作動しない事が確認された。所轄消防では火災に備え一刻も早い復旧を必要とするとの指導を受けていた。早急に対応しなければ学校運営に支障をきたすため、緊急契約での修繕を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。

9 所管

教育委員会事務局教育施設課